税制調査会(第10回)議事録

日 時: 平成 21 年 11 月 20 日 (金) 17 時 30 分~

場 所:合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、ただいまから「税制調査会」を開催したいと思います。

昨日は、御存知のように国会の関係で中止することになりましたけれども、本日からはいわゆる要望項目の集中審議を行いたいと思います。

今後の日程は、お配りしております「当面の日程(案)」にあります。少し見ていただきたいわけでありますが、1日ずつ繰り下げることにしたいと思います。その結果、要望項目が27日までかかるということになると思います。

本日は、経産省と環境省の要望項目について審議を行いたいと思います。それぞれの要望項目等の評価結果については、国税と地方税の別にお手元に配付してあります。

審議に入る前に一言申し上げたいと思いますが、議事の公開につきましては、原則として傍聴及びインターネットを利用した中継により公開するということで了解をいただいているわけでありますが、インターネット中継の映像が、私も見てみたんですが、必ずしも鮮明でないということで、どなたがしゃべっているかよくわからぬというような感じではございます。

そこで報道関係者の方から、議事の映像収録の申し入れがありました。今回からは 原則として、議事の妨げにならない範囲で、代表1社に限って会議中のカメラ撮影を 許可することとしたいと思いますので、御了承いただきたいと思いますが、よろしゅ うございますね。

(「異議なし」と声あり)

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、カメラさん、退場していただければと思います。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、まず経産省の要望項目につきまして審議を行いたいと思います。国税分と地方税分とを分けて審議を行いたいと思いますが、地方税担当の総務副大臣、政務官が少し遅れておりますので、まず国税分につきまして経産副大臣から発言があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○増子経済産業副大臣

本日は、トップバッターとしてこのような機会をおつくりいただきまして、ありが とうございます。まず、御礼を申し上げたいと思います。と同時に、今日まで税調の 皆さんには大変御苦労いただいたことに改めて感謝と敬意を表したいと思います。 その中で、本日の議論に先立ち、私の自戒の念も込めて、一言、先に申し上げさせ いただきたいと思います。

経済産業省政策会議をたびたび開催してまいりました。それでも参加議員からは、 党の議員の意見は何も聞かれない。意見を言う場がない。租特廃止や増税の記事が躍 るが、予算を使う側だけで議論しており、納める側の声が届いていない。税調での議 論が内向き過ぎる。予算を切り、増税して、景気はどうなるのか。政治家主導といい ながら、財務省、総務省の官僚に踊らされていないか。そうでないなら、政治家が官 僚化しているのではないかなど税調自体の在り方を問う、大変多くの指摘が出ました。 私自身も反省をしながら、そのような危惧を感じているところでございます。

税調メンバーは本気でやっているのかという声に、税調メンバーは省益を離れて全員本気で議論をしていると私は申し上げてまいりました。政権交代をして、自民党税調とは変わったということを見せないといけない。透明なプロセスで、簡素、公正で、国民にプラスになる税制にしなければいけない。そんな思いを強く持っております。今の税調の方向は、本当に国民のためになる税制につながるのか。税の議論をするには、どういった規模の予算を編成するのかといった大枠の議論も必要だろうと私自身は思っております。

私は、経済の立て直しのための議論もしたいし、景気の状況を踏まえて、我々は政治家として大所高所から根幹の議論ができているかどうか。租特の簡素化という名の下に、個々の枝ぶりだけを整える議論になっていないか。省庁ごとのペイ・アズ・ユー・ゴーは、前政権時代のスクラップ・アンド・ビルドとどう違うのか。我々が批判してきた「たてわり」ではないのか。評価結果は、本当に廃止するつもりの提案なのか。落としどころを探るために、あえて提案なのかもしれないが、それが国民にはどんなメッセージを与えているのか。我々は国民の生活が第一と訴えて選挙に臨み、これだけの議席をいただき、政権交代を実現いたしました。しかしながら、国民の皆さんや中小企業や経済界の方々にいたずらに不安を与えていることはないだろうかと私自身も、先ほど申し上げたとおり、自戒の念を込めて心配をいたしております。

本当に租特の全廃が国民のプラスになるなら、私はそうしてもいいと思っています。 一旦全部やめてみて、その結果、責任を我々民主党政権の税調メンバーが取る覚悟は あるのか。私は税調の一員として、責任と覚悟を持って臨んでおります。多分、皆さ んも全員そうだと思います。今の税調の方向性で本当に国民のためになる税制になる のか。政権を取って2か月が経ちましたが、2か月で全廃ができるほど税制はやさし いものなのかどうか、改めて自間自答して、今日はここに臨ませていただきました。

大きな問題提起をした上で、今日は経済産業省の要望項目について説明しろということでございますので、これから申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、資料が届いているかと思いますが、それに沿って説明をさせていただきたいと思います。「平成 22 年度税制改正要望評価結果に対する意見等」ということで

冊子が届いていると思います。これを最初に説明させいただいて、その上で、地球温暖化対策税については近藤政務官から説明をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

11 月 16 日の評価結果のうち、C、Dと評価された要望項目について、資料に基づき、経済産業省の意見を述べたいと思います。なお、他の府省が主管の項目について、今日は申し上げませんが、後日、主管府省の枠で議論したいと思っております。また、検討項目など、本日は意見を述べないものでも、政務官レベルの随時調整プロセスに登録した項目も引き続き議論をしたいと思っております。

まず、国税でございます。地方税の連動分も含みます。

1ページの①をごらんになっていただきたいと思います。「①株式信託を活用した事業承継に対する税制上の措置」はD評価でございます。

資料の①-1ページで、内容が矛盾する遺言等について「経営の空白期間」を予防し、事業承継を円滑にする上で私どもは必要だと認識をいたしております。これについて、引き続き議論をしたいと思っております。

「②研究開発税制」でございます。これはDの評価であります。

資料の②-1ページで、我が国のR&Dの特徴は、企業の割合が7割強と高く、これは世界最高水準であります。企業のR&Dのほとんどが自己資金で賄われていること、政府の支出は主要国で最低水準であります。企業のR&D促進が我が国のイノベーションの鍵であることは皆さん御承知のとおりだと思います。

次に、資料の②-2ページの上のグラフであります。我が国のR&Dの対GDP比率は世界水準だが、各国の激しい追い上げを受けており、引き続き促進策が必要であることを皆さんに説明させていただいております。

この税制を利用している企業は 8,000 社以上で、 6 割強が中小企業であります。費用対効果では、税額の 1.66 倍の R & D 投資押し上げ効果と私どもは試算をしております。

次に増加型で、資料の②-2ページの下の図でございます。アメリカ、韓国など、 海外も同様の制度があります。

資料②-3ページの上段でございます。総額型活用企業の約3割が利用しております。平成19年の総額型活用企業は約8,000社であります。総額型と組み合わせることで、より研究開発を伸ばすことの効果がございます。

次に高水準型です。資料②-3ページの下段、大企業、製薬会社だけではなくて、 先端技術を担うものづくり中小企業も利用していることを御理解いただきたいと思い ます。東証のアンケート、848 社のうち8社がこれでございます。数は多くありませ んが、売上高の10%を超える研究開発投資を行う研究集約的な企業を支援することは、 技術革新のために極めて大事であると私どもは認識をいたしております。

次に「③中小企業投資促進税制」についてでございます。これについてはCの評価

をちょうだいいたしております。

資料の③-1ページで、大企業と2倍の格差がある中小企業の生産性を高めるため、設備投資の促進が不可欠であります。特にこのところ、景気悪化で設備投資にブレーキがかかる中、この税制はますます重要であるということを御理解いただきたいと思います。

資料の③-2ページで、設備投資対キャッシュフロー比率など、3つの指標を政策 目標としておりますが、現時点では未達成であります。

約3万の法人のほか、この制度は個人事業主も利用可能であります。赤字の中小企業も利用いたしております。中小企業庁の調査では、中小企業者の9割が制度を知っているという大変高い認知度であります。4割が利用し、高性能な設備への更新や増産のための能力向上など、有効に活用されていることを、是非、皆さんに御理解をいただきたいと思います。

費用対効果では、減額税の 1.56 倍の設備投資押し上げ効果と試算をいたしております。幅広い設備が対象で、中小企業が創意工夫を生かして、時代に即した機動的な投資を行う使いやすい制度であります。厳しい景気、デフレの中、取得価格の下限の引き上げなどで対象を絞り込むのは適当ではありません。日本のものづくりというものをしっかりと私たちは守り、育てていきたいと思います。

次に「④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」でございます。これにつきましてはCの評価をちょうだいしております。

資料の④-1ページをごらんになっていただきたいと思います。30万円以下の減価 償却資産、パソコン、旋盤などの機械、器具、ショーケースなどでありますが、この 即時償却を認め、中小零細企業の償却資産管理など、経理事務の手間を省く制度であ ります。パソコンなどの取得を促進し、事務処理能力や事業効率の向上も図るもので あります。

次に、資料④-2ページをごらんになっていただきたいと思います。約41万の中小企業者が利用し、経理事務負担の軽減や事務効率向上に大きな効果を上げております。 現在、この利用上限は300万円でありますが、平成18年度改正の際、中小企業者に

よるこの制度の利用額の平均値を上限としたものであります。既に、中小零細企業の身の丈に合わせた制度となっていることを、是非、御認識をいただきたいと思います。

「⑤情報基盤強化税制」でございます。これはDの評価をちょうだいいたしております。

資料の⑤-1ページをごらんになっていただきたいと思います。セキュリティーが確保された質の高いIT投資を促進し、我が国企業の生産性向上を図る制度であります。IT投資により、部門の壁、会社の壁を超えて連携いたします。生産性の高い企業の割合を米国並みの50%以上にすることを目標といたしております。

しかし、⑤-1ページの下の図のように、大企業でも 42%、中小企業は 11%にとど

まっております。

資料の⑤-2ページ、平成 20 年度改正で大企業の適用額に上限を設定した結果、減収額に占める中小企業分は約3割であります。下の円グラフのように、幅広い業種に利用されております。この税制を創設してから3年間で、部門の壁を超えた事業が6割増し、16%から27%になりました。会社の壁を超えた企業は6倍、1.3%から7.5%になりました。

<相当性>については、今回要望で大企業が導入するサーバーを省エネ、トップランナー基準を満たすものに限定するなど、最小限で最も有効な設備になるように見直しも行ったところでございます。

次に「⑥減耗控除制度(探鉱準備金・海外探鉱準備金)」であります。これはCの評価をちょうだいいたしております。

資料の⑥-1ページをごらんになっていただきたいと思います。資源の安定供給確保のため、石油、レアメタルなどの探鉱活動を支援する制度であり、資源確保戦略上、重要な制度であります。日本にはレアメタル、レアアースなど、ほとんどありませんので、私ども、大変重要な制度とあえて重ねて申し上げたいと思います。

ページの下の表にあるように、海外主要国でも同様の税制がありますが、すべて恒 久制度であるなど、我が国の制度よりも大変手厚い制度になっております。

資料⑥-2ページの中段の<有効性>の欄のように、Cの評価となったのは、海外探鉱準備金の利用件数が $1\sim3$ 件と少ないことが理由だと理解をいたしております。しかしながら、2000年以降、約7年間で非鉄金属鉱山の開山は全世界で59件であります。うち、日本企業が資本参加できたのは8件です。そのうち、この税制が利用できる出資比率50%以上という要件を満たすのは2件のみであります。1年当たりにならすと、毎年、世界で8つの鉱山が開かれ、うち、日本企業が参加できるのは1鉱山。開発規模が大型化する中で出資比率50%以上を取れるのは0.28件、つまり、10年間で3件しかありません。

こうした現状を考えると、この税制の利用件数は少な過ぎるとは言えません。少ないので廃止と言われるなら、出資比率 50%以上などの要件を諸外国並みに緩和していただければ対象件数が増えると私どもは言わざるを得ません。

「⑦海外投資等損失準備金制度」でございます。これはD評価をちょうだいいたしております。

資料の⑦-1ページをごらんになっていただきたいと思います。不確実性の高い資源の探鉱・開発によって、リスクを平準化し、資源エネルギーの安定供給確保を図る制度であります。先ほどの減耗控除より対象が広いです。鉱山を持っている者に限りません。

一方で、税額控除ではなく、税の繰り延べという違いがあることは御理解をいただいていると思います。減耗控除の要件を他国より限定している分、この海投損でカバ

ーしているという見方もできます。

資料の⑦-2ページの下の表のように、石炭について利用がゼロ件であるといったことがD評価につながったものと私どもは認識をいたしております。こうした点は真摯に受け止め、制度を見直し、改善することとしたいと思っております。その上で、資源確保戦略上、必要な範囲で制度自体は存続していきたい。そのように私どもは考えております。

詳細は、政務官の随時調整プロセスで調整をさせていただきたいと思っております。 次に「⑧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の特例措置の延長」でございます。Cの評価をちょうだいしております。 産活法は、事業再構築などを進めるため、全会一致で成立していることは御案内の とおりでございます。

資料®-2ページの<有効性>に書いているように、登録免許税の措置は産活法認定計画の約9割が活用する、法律の根幹をなす支援措置であります。実際に認定を受けた計画のROEやROAは、全計画の平均値より高い。認定を受けても目標を達成しないケースがあるのが問題と指摘されております。景気低迷と想定外の事情で達成しない事業者もおりますが、経済産業省としては毎年、対象企業から報告を求め、取組状況を確認し、目標達成のため追加的な取組みを求め、事業者の最大限の努力を引き出すこととしております。また、すべての計画認定時・終了時に内容を公開していることを皆さんに御認識いただきたいと思います。

いずれにせよ、平成 28 年度まで法律の期限があるので、これは延長を是非したいと 私どもは思っております。

「⑨中小企業の事業再生税制」でございます。Cの評価をちょうだいしております。中小事業者が、いわゆる第二会社方式で事業再生する際の登録免許税の軽減措置であります。資料の9-1ページの「税負担の比較」にあるとおり、事業再生を実行する際に登録免許税や不動産取得税のコストのウェートは非常に大きいものがあります。

資料の⑨-2ページの<有効性>にあるように、本制度は、本年の6月から制度が稼働したばかりであります。10月1日にようやく第1号の認定案件が出たところでございます。現時点での実績が少ないということだけで判断していただくのは時期尚早かと思います。これからの中小企業の事業再生には、どうしても、この軽減措置が必要であることを強く訴えておきたいと思います。

「⑩石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免除等」、いわゆる揮発油税のナフサ免税でございます。要望にない項目でありますが、見直すこととされたので、強く申し上げたいと思います。

 対して、プラスマイナス 1,000 円程度の価格差の中でぎりぎりの競争を行っていることは、もう御承知のとおりだと思います。仮に免税分の 1 %でも課税されれば、エチレンではトン当たり 1,160 円のコストアップとなります。転嫁できなければ 300 億円の負担。これだけでエチレンセンター11 社の過去 3 年の平均営業利益 780 億円の大半が喪失するということになります。

資料の⑩-2ページで、諸外国でも石化製品の原料に課税をしていないということは、もう御承知のとおりであります。マニフェストとの関係でも、温暖化対策の税として一本化するのに、原料に課税する、特定の産業に過度の負担を与えるといった問題が非常に危惧されているところでございます。

石化産業は装置産業なので、日本にとどまるはずと思われるかもしれませんが、海外展開は既に始まっております。3年半もあればプラントは完成いたします。世界に類のない原料課税で海外移転が加速するとすれば、1兆円の法人税収だけでなく、85万人の雇用も失うことになる、大変大きな損失になり、日本経済の屋台骨を揺るがすと言っても過言ではございません。

資料の⑩-3ページで、地域経済や地方税収にも大きな影響があることは、もう皆さん御案内のとおりであります。財政の帳じりを合わせる議論ではなくて、政府税調では間違いのない議論が必要であるということを、是非、皆さんに強くお願いを申し上げておきたいと思います。

「⑪石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油石炭税免税措置」でございます。 Pの評価をいただいております。

併せて「⑪石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置の延長」。これも Pの評価でございます。

資料の(1) - 1 ページの下の赤い囲みをごらんになっていただきたいと思います。ナフサ免税と同様、石油石炭税が原料のナフサに課税される場合は、1,100 億円の課税となり、エチレンセンター(1)1 社の石油化学部門の利益は全部吹き飛ぶということを皆さんは特に御承知のことだと思います。

資料の⑪-2ページの<合理性>で、化学製品の仕入れ先は、価格転嫁が進めにくいプラスチック製品製造業などの中小事業者であり、こうした財務基盤の弱い中小企業にもしわ寄せが寄る懸念があることも御承知のとおりだと思います。揮発油税の免税措置と同様、本税措置は不可欠であります。

「⑫農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置の延長」であります。還付措置の延長はCの評価であります。

資料の2 - 1ページ、2 - 2ページ、いずれも農林水産省との共同要望でございます。農林漁業の観点からの必要性は農水副大臣から話があると思いますが、輸入品と国産品の価格差が生じて国産品の販売が困難となるようなことがあれば、石油の安定供給にも支障を及ぼす懸念があります。

次に、地方税に移らせていただきたいと思います。

「⑬太陽光発電設備に係る課税標準の特例の拡充」であります。これはDの評価を ちょうだいしております。

資料の③-1ページの中ほどの表にあるように、既に民間事業者が導入した太陽光 発電設備には、固定資産税の減免措置があります。今回の要望は、非営利団体や自治 体が導入する場合や、自治体と連携して導入する場合も同様の減免措置を講じていた だきたいというものであります。

補助金があるので税は不要というお考え、御主張だろうというふうに理解をいたしておりますが、補助金は導入時の負担軽減。この税制は運用当初、3年の税負担を軽減し、キャッシュフローを改善するもので、役割が全く違うことであることは御承知のとおりであります。今年度導入の8割以上が中小企業であり、効果はまさに大きなものがあります。政府を挙げて CO_2 の 25%削減の実現に取り組む中、太陽光発電の加速的な普及は不可欠であります。政策の総動員をしていくべきであります。これはまさに鳩山政権の、民主党政権の命であります。

「⑭自動車重量税・自動車取得税の時限的減免」、エコカー減税であります。Cの評価をちょうだいしております。

資料の⑭-2ページをごらんになっていただきたいと思います。エコカー減税は、環境対応車の普及に大きな効果が上がっておることは御案内のとおりであります。新車販売のうち3割強だったエコカーの比率が、10月には7割近くになりました。仮に暫定税率の廃止と同時にエコカー減税を廃止したり、軽減率を削ったりすると、環境によい車が現在よりむしろ負担増に、逆行することになってしまう。逆走しないことを願っております。

3年間の措置として、自動車ユーザーや国民に広くPRされ、非常に期待の大きいものであります。自動車メーカーも、その前提で開発・投入を進めております。予定どおり、平成23年度末まで3年間実施することが非常に重要であります。

「⑤自動車税のグリーン税制」についてであります。

1つ目の自動車グリーン税制の延長は、Cの評価であります。

資料の⑮-1ページの下の方、普及状況に書いてあるとおり、税制の効果として、 環境性能の高い車は増えておりますが、いまだ全保有台数の6%にすぎません。引き 続き、この税制を延長し、ストックベースでの比率を高める必要があります。

2つ目のグリーンディーゼル乗用車の追加は、Dの評価であります。

資料の⑮-2ページの中ほどをごらんになっていただきたいと思います。グリーンディーゼル乗用車は次世代自動車の一つであります。排ガス性能についても従来のものに比べ飛躍的に改善され、市場投入も開始されております。是非、本制度においても対象とすべきであります。

「⑯低燃費車に係る課税標準の特例措置の延長」であります。Dの評価であります。

資料の $\hat{\mathbf{w}} - 1$ ページで、制度創設以来、同じ要件に対して特例措置を講じているものではなく、随時、環境面から厳しく要件を絞り込んで続けているものであります。

現在はエコカー減税が新車に適用されるため、中古車のみがこの制度の対象でありますが、資料の⑯-2ページのように、中古車市場は台数で見れば約 700 万台の大きなマーケットであります。新車よりも大きなマーケットになっております。環境性能に優れた車の普及のために、引き続き必要不可欠なものであることを強くお願いしておきたいと思います。

「⑰電気供給業者に対する課税標準の算定にあたって、ガス供給業者よりガスの供給を受けて電気を供給する場合の当該ガスに対する支払額相当額を控除する制度」であります。Dの評価をちょうだいしております。

事業税は通常、所得を基準に課税されますが、電気事業やガス事業は収入金、売り上げをベースに課税されております。

資料の⑪-1ページで、一般電気事業者は電気の販売の売上げにだけ事業税がかかりますが、ガス、火力発電の新規参入者は事業税込みの価格でガスを購入し、電気の売上げにも事業税がかかり、二重課税になっております。ガス以外の燃料、石炭や石油は売上げベースで事業税がかからないが、ガス事業が売上げベースの課税であるため、ガスだけこのように二重に税がかかっているという点を私どもは大変不公平だと思っております。電力会社と新規参入者の競争条件を公平にするためにも、この制度が絶対的に必要だと認識をいたしております。

「®公害防止用設備の課税標準の特例」、汚水・廃液処理設備であります。これはDの評価をちょうだいしております。

資料の®-1ページで、公害防止用設備については、10月 30日の再提出の段階で、減収額や利用件数の少ない 15 設備を縮減いたしております。10 年超の措置だから D という主張なのだろうと私どもは思っておりますが、水質分野の規制は、この間も強化されてきており、平成 23 年度中に第7次水質総量規制が実施され、より厳しい削減目標が設定される見込みであります。汚水・廃液処理設備は、引き続き強いニーズがあることを申し上げさせていただきます。

資料の®-2ページで、汚水・廃液処理設備については3けたの実績、平成20年度に784件があります。対象業種も多岐にわたっております。しかも利用者の約9割が畜産農家を含む中小企業であり、こんなものまで租特見直しで廃止するのかと私どもに多くの怒りの声が届いております。是非、延長を私どもは要望したいと思っております。

「⑩廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置」、自動車リサイクルであります。 Dの評価をちょうだいしております。

資料の⑩-1ページであります。同じく廃棄物再生処理用設備についても、10月30日の再提出の段階で、減収額や利用件数が少ない空き瓶洗浄処理装置を縮減させてい

ただきました。

資料の⑩-2ページであります。自動車部品リサイクルは自動車リサイクル法に基づくものであります。適用実績も、適用額こそ1億円に満たないのですが、件数で3けたの実績、平成20年度で410件もあります。対象者のほぼ100%が中小企業であります。これも私どもは是非、延長したいと思っておりますので、しっかりと御議論をいただきたいと思っております。

なお、省エネ住宅の改修促進税制など、今日は触れませんでしたが、随時調整チームに登録した事項についても、引き続き、議論をさせていただきたいと思います。

一昨日議論になった 20 のグループ法人税については、具体的な要望項目をお示ししております。時間の関係もあり、一つひとつは説明いたしません。中小・中堅企業の実態を踏まえた十分な配慮が必要なことを改めて、ここで強く、私どもは申し上げさせていただきたいと思います。

私ども経済産業省は、決して省益に偏ることなく、日本経済、そして、中小企業、 国民生活に寄与するための税制改正を是非行いたいと思っております。その中で、地 球温暖化対策税は、今後、日本の進むべき方向として極めて重要なものであることは 一昨日も私どもの方で環境省さんからの環境税の説明に対して、少し意見を申し上げ させていただきました。今日は冒頭に申し上げたとおり、近藤政務官から、この地球 温暖化対策税については説明をさせていただきたいと思います。

どうぞ、私どものこの説明を受け止めていただいて、しっかりと今後とも議論させていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、この後の細かいことについては、事務方も控えておりますので、事務方も含めて、時間がございましたら議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。近藤政務官に替わります。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

ちょうど 45 分間で討議も終わらなければいけないのに、既に 42 分を過ぎておりますので、大変恐縮ですが、非常に簡潔にお願いできればと思います。

○近藤経済産業大臣政務官

簡潔に、思いを込めてまとめていきたいと思います。お手元の資料の「『地球温暖化対策税』に関する検討」を基に御説明していきたいと思います。

地球温暖化対策税につきましては、経済産業省としても真剣に検討すべき課題と認識をしているところであります。したがいまして、再生可能エネルギーの全量買取のスキームと、排出量取引のスキームと併せながら、真剣に検討した結果、以下の重要な点を御提示したいと思います。

3ページを開いていただければと思うんですが、第1の点は、この地球温暖化対策

税というものは、国際競争力に配慮しなければいけない。この点であります。すなわち、このことは雇用につながるわけであります。

この図表を見ていただければわかるとおり、欧州の環境エネルギー税制では、原料用は例外なく免税となっており、エネルギー多消費産業には、国際競争力への影響を考慮した減免制度がございます。よく、欧州では日本よりも表面税率が高いのではないかと誤解をされている方がおるわけですが、あえて申し上げれば、欧州は大幅な減免制度があり、実効税率はやはり日本が高水準である点を強調しておきたいと思います。

そして、国際競争力というものは、先ほど増子副大臣が申し上げたとおり、例えば 化学産業は約78万人の雇用がございます。そして、2万社の中小企業、プラスチック 加工とかさまざまな中小企業に支えられた産業であります。こうした分野を一夜にし てなくしてよいのか。この論点、国際競争力をなくすということは、まさにこの産業 をなくすんだということは、先ほど増子副大臣が御説明したとおりです。

輸入品には現実的に課税できません。課税できない以上、輸入品が入り、企業がなくなり、結果として税収がダウンするということを、是非、御理解いただきたい。こうしたマイナススパイラルを避けるために、欧州なり世界常識では国際競争力を標準にしている。取りやすいところから取るということを標準にしていないということでございます。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。第2の点は、他の政策との整合性であります。

産業部門については、欧州でもキャップ・アンド・トレードの対象には結果的にほとんど課税されていないのが、この4ページ目を見ていただければ御理解いただけるかと思います。そして、民生部門は、再生可能エネルギーの全量買取制度で家庭を含む電力ユーザーの負担が拡大するわけでございます。

この点は、5ページを見ていただければと思います。現状では、この 11 月からスタートした制度でも年間約 1,000 円。現在、経産省の中でプロジェクトチームで余剰電力の固定価格全量買取をすれば、はっきりしたことは申し上げられませんが、これを大幅に上回ることは間違いないわけであります。このことはすなわち、公共料金ですから、一種の税金でございます。

7ページ目をごらんいただければと思います。国際比較でございますけれども、環境省案のとおり導入された後の炭素排出量当たりの実効税率を欧州各国と比較したものでございます。

なお、こちらの図表、日本の棒グラフでありますが、緑の棒グラフ、ガソリンのところでございますけれども、石油石炭税をプラスいたしますと、この数字、4万8,549円。また、ディーゼル軽油でございますが、同じく石油石炭税をプラスいたしますと、2万998円が2万3,854円になることを付け加えさせていただきたいと思います。要

は、単純に炭素排出量に比例して課税している国はないということであります。ガソ リン、軽油を自由化しているということであります。

また、石炭や天然ガスは、現行の石油石炭税でも各国と比べ遜色はありませんけれども、これを大幅に増税することになるということでございます。ごらんをいただければわかります。他方、ガソリン、軽油は環境省案でも欧州各国よりも低い水準にあるということがおわかりいただけるかと思います。

8ページ目をごらんいただければと思います。環境省案ではガソリン税率をEU最低税率の水準に併せているという説明をしております。しかし、一方で石炭や天然ガスは、この下のそれぞれ色の濃いところが現行でございますが、現行の石油石炭税でもEUの最低税率と比較して遜色ない水準であるのに、今回、増税するというわけであります。これをどのように整合的に説明するのか。また、国民の納得が得られるのか、疑問であります。

そして、何よりも最も大事な論点は、納税者への理解であります。そして、生活が 第一を標榜する鳩山政権の生活者の視点であります。

ごらんのとおり、9ページ目で、環境省案をそのまま導入いたしますと、寒冷地の 方々や自動車を持たない家庭の方々への影響が非常に大きくなるわけであります。9 ページ目をごらんいただければわかるとおり、寒冷地である北海道・東北・北陸地域 の負担は大変拡大いたします。ごらんのとおりであります。青森市と大阪市・神戸市 とでは30倍以上の格差が出るということであります。

更に、10ページ目。これも大事な点であります。自動車を保有している世帯と、自動車を保有しない世帯とで大きな格差が出るということであります。具体的に数字を示させていただいております。自動車を保有しない世帯は年間4,160円の増税になる。これは自動車を持っている方々から持っていない方々への所得移転にほかなりません。こうした点と、更に私どもが、今、省内で検討している固定価格買取制度は、太陽光パネルを持っている方々から持っていない方々への一種の所得移転であります。こうした影響がどのように出るのかということは、まさに大至急検討しておりますが、2月中にはシナリオを示したいと思っています。

また、環境税と温暖化対策税とコインの裏表の排出量取引も、現在、官邸内のPTで議論されているところでありますから、こうしたものと総合的に判断をして、実際に温暖化対策税に充てられる全体の姿を、どの程度の負担なのか。また、その枠組み。更には、全体の絵姿を示さない限り、特定の税負担を求めるという以上、これは納税者の理解は得られない。この点に留意しながら、経済産業省としては真剣に温暖化対策税の制度設計に取り組んでまいりたい。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

少しお諮りをいたしますが、既に開始から45分を過ぎております。経済産業省の方

からは地球温暖化対策税に対する見解も出てきているんですが、全体として、今日は金曜日でございますので、予定どおり、幾ら遅くとも 19 時 10 分ぐらいまでオーバーするぐらいまでに抑えたいと思うんですが、その観点からしていると、先ほど日程のことを申し上げましたけれども、大変タイトになっておりますので、どうしましょうか。流れとして環境の問題と 2 つ同時にやろうという、説明を最初に環境省の方からも少しやってもらった方が、よければ先にやって、その後、一括してそれぞれ整理していくということで、少し長くなりますけれども、今、ちょうど地球温暖化対策税についての見解が出ましたので、環境副大臣さえよければ、あるいは皆さんさえよければ、今日は環境も、いわゆる 2 つの省からの要望項目についての議論をしたいということなので、ややお疲れのところとは思いますが、やってよろしゅうございますでしょうか。

○内藤総務副大臣

経済対策会議が19時からありますので、その辺、議論の時間を十分踏まえていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

そうしますと、経済対策会議に出られる方はどのぐらいおられますでしょうか。 (出席者数名挙手)

○峰崎財務副大臣

ということは、一応、19時までには終わらなければいかぬということですね。

○渡辺総務副大臣 場所はどこですか。

○内藤総務副大臣

ここなんです。下へおりればいいんですが、議論の時間は、その辺を踏まえてお願いできればと思います。

○峰崎財務副大臣

そうすると、議論の時間もございますので、環境省はどのぐらいかかりますか。

○田島環境副大臣

できる限り、短くやります。

○峰崎財務副大臣

そうしたら、勿論、経産省から先に議論をするんですが、少し議論をする時間は残るかもしれませんが、それでは、19時までには終わらなければいかぬということでございますね。

- ○内藤総務副大臣
 - 19 時開始です。
- ○峰崎財務副大臣
 - 19 時開始のようでございますので、我々としても 19 時に終わるように努力したい

と思いますが、とりあえず2こまだけ、まず説明の段階が終わって、議論は経産省から入る。そして、経産省が終われば環境省に入るという段取りで進ませていただいて、今、手を挙げておられる方を見ると、かなりの方がそちらに属しておられるので、やはり19時までには終わりたいと思っております。

それでは、環境副大臣の方から御説明を願って、一緒に2こま、まず説明だけ受け たいと思います。

○田島環境副大臣

ありがとうございます。

今し方、経産省さんの方から「『地球温暖化対策税』に関する検討」について御紹介がありました。私ども環境省の方からも、一昨日、地球温暖化対策税について、産業への影響や世帯の態様によっての負担がこれまで議論されてきたところですけれども、この地球温暖化対策税の税収は歳出、それから、減税として国民に還元するということを申し上げておりまして、税収ばかりを強調してきたものではございません。特定の者に負担が集中することのないように、いただいた税収をしっかりと振り向けていきたいと考えておるところを御理解いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

途中ですけれども、少しよろしゅうございますか。

この地球温暖化対策税の問題は主要項目で、つまり、要望項目ではないところの議論ですので。

○田島環境副大臣

いや、今、お話をされたので、やらせていただいていいのかなと思ったものですから。

○峰崎財務副大臣

経済産業省から、この問題について、私もうかつで、少し仕分けが下手だったものですから、恐らく反論はきっといろいろあると思うんですけれども、とりあえず、環境省からの要望項目のところに絞っていただければと思います。

○田島環境副大臣

それでは、言いたいことはまだほかにもありますけれども、少しアンフェアな感じが、私、どうしてもいたしますので。

○峰崎財務副大臣

そうですね。よくわかります。

○田島環境副大臣

それでは、残った部分は時間で調整をさせていただきます。

私の方は、税制改正要望の部分で、お手元の横開きの資料をごらんいただきたいと 思います。

環境省としては最も重要な要望として、温暖化対策税の創設を要望しているところ

でございますけれども、その他の要望事項について、10 日にいただいた租特等の見直しの基本方針、そして、16 日にちょうだいいたしました各要望項目の評価結果を踏まえて、再度、検討・絞り込みの作業を行ってまいりました。今日はその結果を踏まえて、省でのとりまとめの要望項目の中で、D またはB と評価されたもののうち、引き続き、その実現を要望する項目について、資料から御説明をさせていただきたいと思います。具体的には1. から6. までの項目を、その後の各ページに書かせていただいたものでございます。

なお、A判定をちょうだいしたものについては引き続き要望してまいりますけれども、本日は時間もございませんので、特段、中身の説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、恐れ入ります、1枚おめくりいただきたいと思います。「1.公害防止用施設に係る課税標準の特例措置」について説明いたします。

この特例につきましては、実施期間が長期にわたる措置も含まれていることを踏まえて、再度絞り込みを検討いたしてまいりました。私の方からは、税制措置の必要性を積極的に説明できるもの。具体的には、創設から日が浅く、新たな事情変更があるなどの理由から、税制措置がこれから効果を発揮していくもの。もう一つが、新規適用件数が多く税制措置としての促進効果を発揮しているとともに、廃止による事業者の事業計画とか政策推進への影響が多いもののいずれかに該当するものに絞った上、更にお示しいただいている6つのテストをパスするものだけに限るよう、絞り込みを行ってまいりました。

その結果、ばい煙処理施設、指定物質排出抑制施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類対策施設、畜産関係の汚水処理施設等の8つの施設類型について、今回、新たに延長要望から除かせていただきました。したがって、公害防止用施設に係る固定資産税の特例対象について、環境省としては、従来要望してきました17の施設類型のうち、延長要望はこの1ページの真ん中にあります5施設に絞り込んできたことを御理解いただきたいと思います。この5施設について、御紹介と御説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番上のごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場についてですが、平成 20 年度の設置件数も 3,954 件と非常に多く、税制措置としての効果を発揮しているとともに、廃止による事業者や市町村における一般廃棄物処理への影響が非常に大きいものということが御理解いただけると思います。

2つ目のPCB廃棄物処理施設につきましてですが、高濃度PCBの処理体制については、一定程度整ってはまいりましたが、今度は微量PCB汚染電気機器などを安全かつ費用効率的に処理をしていくための体制はまだまだ整備されていないという状況にあります。このため、今年11月に廃棄物処理法に基づく環境大臣による無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染電気機器等を追加し、施設を設置しやすくしてき

たところでございまして、来年度から施設の設置が見込まれているところでもございます。PCB廃棄物処理特別措置法に基づいた平成28年7月の処理期限までの処理を達成するためには、どうしても、この税制による支援が引き続き必要だというふうに考えております。

3つ目の廃石綿等溶融施設についででございますが、廃棄物処理法改正による無害 化処理認定制度の導入に伴って、平成 18 年度に新たに税制措置を導入したものでござ います。技術が確立していなかったので、これまで技術実証試験とか施設設置のため の生活環境影響調査が行われてきたところですが、今年ようやく無害化処理認定制度 に基づいた申請が 2 件出てきたところであり、来年度から税制措置の効果がいよいよ 発揮されるというところに来ておることを御理解いただきたいと思います。

次に汚水処理施設についてですが、平成 20 年度の新規適用件数は 784 件と税制措置 としての効果を発揮しているとともに、廃止による事業者の設置計画への影響も非常 に大きいものがございます。また、湖沼、湖や沼の水質環境基準の達成率は 50%であ るなど、閉鎖性水域における水質環境基準の達成率は依然として低く、規制強化の下 に、税制措置による対策の促進が必要だと考えております。

最後の土壌浄化施設についてですが、平成 21 年の土壌汚染対策法改正によって、一定規模以上の形質変更が行われる土地について、土壌汚染のおそれがある場合には都道府県知事による調査命令の対象とするなどの制度改正が行われてきたところでございまして、今後、土壌汚染の判明件数、対策実施件数の増加が見込まれているところでもございます。対策を実施する土地所有者が必ずしも汚染原因者でない場合もあり、税制による支援を行うことが適当ではないかと考えているところです。

この5つの施設については、その後、後ろの $2\sim4$ ページにかけて、6つのテストに沿った形で判定をしたものを記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。「2.産業廃棄物処理用設備に係る特別償却制度の延長」です。

本要望については、現在対象となっている高温焼却施設について 10 月の段階で廃止要望を出しているところでございますけれども、 P C B 廃棄物処理施設と石綿含有廃棄物無害化処理施設については延長を要望させていただきたいと思います。 これらの施設への税制措置の必要性・有効性については、先ほど御説明をさせていただいたとおりですので省略いたします。

次に6ページで「3. 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を 受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長」について説明 いたします。

広域処理認定制度は、製造事業者が製品が廃棄物となった後の回収と処理を自らが 行う場合について、自治体ごとの許可ではなく、環境大臣の認定を受けられることと することによって、効率的にリサイクルと適正処理を進めようという制度でございま す。

自治体の許可を受けた廃棄物処理業者については、事業所税の優遇措置が恒久的に 講じられていることから、地域の生活環境の保全に同様の役割を果たしている広域処 理認定を受けた事業者についても優遇措置を講ずることが適当だということでお願い をしているところでございます。

7ページの「4. 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長」についてでございますが、こちらについても最終処分場の埋立終了後の適正管理をしっかりと担保していくためには継続が必要だと考えておるところでございます。

8ページの「5. 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置の創設」について御説明申し上げます。

これまでは、それこそ所得税と法人税を含む要望を提出してきたところでございますが、今回はこれを見直して、所得税、法人税はおろしまして、相続税の物納要件の 緩和のみ要望をさせていただきたいと思っております。

具体的には、国立公園の特別保護地区等については非常に優れた自然環境を適正に保全しなければならないわけでありますけれども、物納劣後財産や管理処分不適格財産として取り扱っていかれると、なかなか優れた自然環境の保全というものが進まない。こういった問題がございます。これを何とか、物納劣後財産や管理処分不適格財産として取り扱わないでいただきたいということのお願いでもございます。

こうした土地が今後物納された場合には、環境省の方が適切に引き取って管理をしていくことによって自然環境や生態系の保全を図っていくことが可能となります。国立公園の特別保護地区等の区域内においては多くの民有地が存在しておりますけれども、相続税の物納の特例を設けることによって国への所管替えが促進されるので、是非お願いしたいと思っております。

最後に9ページとなりますが「6. エコ・コミュニティファンドへの投資優遇制度 の創設」について説明をさせていただきます。

市民からの出資を受けて、風力発電事業、太陽光発電事業を行うエコ・コミュニティファンドに投資した場合、投資額をその年の総所得金額から控除するというのがお願いでございます。これによって、個人の意思あるお金が再生可能エネルギープロジェクトに投資され、その促進に貢献するものと確信をしております。

この6項目以外にも、共同要望ということでありますけれども、リサイクル設備に関する特別償却制度や固定資産税の特例の延長、住宅の省エネ改修や長期優良住宅への固定資産税等の特例の延長、自動車税のグリーン化の延長・拡充や、環境性能のよい中古車への自動車取得税の特例の延長、自動車関係税制特例の対象自動車区分の追加、試験研究税制の延長、試験研究目的の独立行政法人に関する指定寄附金制度の創設についても、引き続き、その実現を要望したいと思いますが、時間の関係で説明に

ついては省略させていただきたいと思います。

以上、御審議をお願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

残された時間はもう 30 分を切っておりますけれども、大変膨大な中身の御説明、ありがとうございました。

冒頭に増子副大臣から、今までの進め方などの問題提起がありましたが、これはまた、我々もしかと受け止めて、これから進めていきたいと思います。

それでは、最初に経済産業省の「平成 22 年度税制改正要望評価結果に対する意見等」 の御開陳がございましたけれども、これらに対する御意見、どなたでも結構でござい ます。

厚生労働副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

冒頭部分の問題提起も非常に大きなものでありましたから、そういう議論に入るとまた本題からずれますので、運びがよくわかりませんが、個人というよりは厚生労働省からの、今の経産省が発表したものに関してのコメントでよろしいわけですね。

○峰崎財務副大臣

はい。どういう角度でもどうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長というところで御説明がありました。これは私どものところでも、日本の製薬企業が成長牽引役をねらいつつ、国民の生命・健康の維持・促進の観点から世界最高水準の医薬品を日本において早く販売し、国内の患者に提供することがその職務となっているところでございます。

医薬品製造業においては、御承知のように、売上高に占める研究開発費の割合が突出して高いわけでございます。先ほども御説明がるるありましたけれども、製造業の中の研究開発費の比率は、総務省の平成 20 年の調査によると、医薬品製造業は 12% という状況になっております。そういったことからも、本税制措置の延長を御要望したいところでございます。

続けて、中小企業投資促進税制の適用期限の延長という問題でございます。これも 医薬品・医療機器に限らず、生活衛生関係の営業を行う中小企業が存在しております。 例えばクリーニング業というものが地域活性化といいますか、まさに零細企業・中小 企業として地域の中に存在しているわけでございますが、この税制を利用して設備投 資を行うということが地域の活性化の中にも、あるいは中小零細企業を救うという意 味においても必要だということでございます。

最後に、情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充という御説明がございました。

私どもとしても平成 23 年度までに、いわゆる診療報酬の問題を絡めての原則としてのレセプトオンライン化・電子化をしているところでございます。現在のところ、まだ67%ぐらいの普及率しかございませんので、この情報基盤強化税制の継続を望むものでございます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

この進め方なんですが、3つ出されましたけれども、どうでしょうか。例えば、今、 冒頭に研究開発税制の問題が出てまいりました。そうすると、研究開発税制のところ から、まず少し、今、製薬業界のことを含めて提起がございましたけれども、一つひ とつ区切っていきましょうか。全体それぞれでお話をすると、何かばらけてしまうよ うな感じなので。

- ○小川総務大臣政務官 時間の関係がありますので。
- ○峰崎財務副大臣

皆さんそれぞれでやりますか。

それでは、今、3点の意見がございましたが、これは意見として受け止めてよろしいですね。

- ○長浜厚生労働副大臣 はい。
- ○峰崎財務副大臣どうぞ。
- ○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。それぞれの意見を大変拝聴いたしました。

今回、ずばり租特の王様であるナフサのことが議論になっております。今、翻って 国民生活を見ますと、資料にございましたように、さまざまな石化製品のおかげで私 たちの生活は今日、大変便利になっています。

他方、例えば買い物に行きましても、いわゆる買い物のビニールの袋は今や有料です。マイバッグ、エコバッグを持っていこうという運動さえあります。あるいは食品のトレーも回収してリサイクルしようという話もございます。

更に言えば、カンボジアではいわゆるペットボトルが、やがて物は土に返るといいますか、もともとそういう再生品を使っていらしたので、それを捨てて土壌汚染を招いている。いろいろございますね。

ですから、私たちは今、大変便利な暮らしを享受していますけれども、他方で、この環境ということで、今、大変な議論になっているときに、いわゆる原料に対しての課税が本当に世界的に、あるいは日本も含めて全くないかという議論も一方であると思うんです。日本も一部原料でも課税をするという考え方もできないことはないんで

す。今回、租特が、特にナフサは期限の定めがございませんので、その定めのないナフサだからこそ、全く議論をしない聖域でいいのかという議論も他方であると思うんです。

今回、実はナフサの上流にある概念である石石税が期限の到来をするという問題がありまして、そのことを少し議論の端緒にしながら、一度いろいろな、環境だけでこれだけの大きな議論になるナフサを論じ切ることはなかなか難しいと思うんです。今、申し上げたのは感想です。

他方で具体的に1点お尋ねすると、国際競争力を維持するためにさまざまな措置をしているということなんですけれども、今、転嫁しない大前提で御議論があったと思います。各社の収益が消失してしまう、あるいは雇用が大変危ぶまれるという議論がありましたが、例えば石化製品の中でも、大きいもので言えば自動車から、小さいものでいけばペットボトルから、これは勿論、新たなものもあります。それぞれに、今、本当に最大3兆7,000億円での王様である租特が入っていますけれども、それぞれの転嫁した場合の影響というものはどのように検証されているのかということ。

それで今日、是非確認したいのは、国際競争力を維持していくということで、石石税はいわゆる租特を入れていることについて、少し歴史もひもとく必要があると思うんです。

委員の皆様に少し紹介しますと、石石税は昭和 50 年代に、御案内のとおり、石油危機の後に大変高騰しました。それで、産業保護ということでこういう措置を入れたわけなんですけれども、そのときの前提の一つに為替という概念が実はあったと思うんです。当時の円ドルレートは $230\sim250$ 円で推移していました。そうすると、現在、円ドルレートでいけば 90 円前後で推移しています。そうしますと、少なくとも為替ということに関して言えば 3 分の 1 ぐらいになっているわけです。

ですから、本当に国際競争力ということで言うならば、依然として、この税で言わば措置をすることによって、どのように日本の石化製品の競争力を維持しながらやっていくかということを、価格の転嫁ということも含めて少しパッケージで議論できればというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、その点に対して、増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

簡単に言いますと、角を矯めて牛を殺すという言葉があるとおり、今の話でいきますと、そういうことになるんだろうと思うんです。

結局、この製造という部分から派生する製品のことを論じたのでは、すべてのものがそういうふうになってしまうと思うんです。要は、日本の大事な製造の基盤。そして、長い歴史を持って、雇用も確保してきた石油化学の分野での大きな市場として、国際競争力を今日まで何とか維持してきた。そういう点から考えれば、製造部門に課

税していくということは果たしていいのだろうか。まず、私たちはそういう疑問を持つと同時に、まさにここで課税になったら、先ほど申し上げたとおり、国際競争力は著しく低下することは目に見えているわけです。

本来であれば、これは本則に入れるべきものの性質であると私は従来から思っていたわけです。なぜならば、我々がこの議論をしているときに、租特の見直しということ。これが言わば自民党政治の権化みたいなものであって、2年後とか、あるいは租特を権力の源泉としてさまざまな道具に使ってきたというところを我々が断ち切るということを思い切ってやることが、ある意味では我々の政治の責任であり、使命なんだろう。冒頭に申し上げたことは、そういうことも若干含みながら申し上げたわけです。

ですから、今の古本政務官のお話は、理屈上は何となくはわかるようですけれども、しかし、私はそれは全く論外な話であって、この製造のナフサの部分や石化のところにこういった税金を、もし仮に、大きな固まりとしてあるから、魅力的であり、ここに数%でももし税金をかけたなら、ペイ・アズ・ユー・ゴーという論理からすれば非常にありがたいということの思惑があるかどうかはわかりませんが、国際競争力の問題点や日本の雇用の大きな部分を保っているということも含めて、これはここで、どの程度の税金をかけるおつもりなのかはわかりませんが、私は全く論外の話だろうと思います。

本当に今、日本の経済は厳しい環境に置かれて、これからはますます、今まで以上に世界の中で競争力が求められて、日本のこれからの成長戦略というものをつくるときにも、一番原点であるこの分野がもし課税となって、日本から海外移転ということになってしまったら、まさに角を矯めて牛を殺すということになってしまうんだろうと心配をしているわけであります。

ですから、今日は時間も限られておりますので、細かいことについてはいろいろ話をさせていただきたいと思いますが、基本的には、今、申し上げたとおり、私はこれは絶対に譲ることのできない、日本にとっての最も基幹的な部門であるということを是非御理解をいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

今、ナフサの問題のやりとりが少しありましたけれども、まだまだ恐らく、これも 議論して、今、副大臣のおっしゃられたお気持ちも随分わかっております。

これもできれば引き続き、チームのところで少し議論していただくということで、 その他の項目でまだあるようで。

今の関連ですね。それでは、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

議論の頭出しということで、今、石石税の話は為替で少し整理いたしました。なぜならば、当時、大変なオイルショックの後の円ドルレートも 230 円~240 円台ぐらい

あったということで、それに対して、今、為替は3分の1ぐらいに下がっているということをどう整理するのかという議論はあってもいいと思うんです。それが1点です。他方、ナフサの方ですが、揮発油税の方ですけれども、これは我々はいわゆる暫定税率の議論で、今、大変議論をしていますけれども、当時、昭和32年にナフサを免税にするまでは、実は課税だったんです。これは日本のいわゆる石油化学コンビナートができて、そういう黎明期を昭和30年代初めに迎えたという歴史的な経緯もあるんですけれども、要するに、それまで課税にしていてもほとんど実害はなかったということにおいて課税だったんです。

それで、その昭和 32 年にそういった整理をしたときの、これは法律のたてつけの理屈、あるいは当時の国会のやりとりを少し精査したんですけれども、実は当時、揮発油税は昭和 29 年に財源特例法ができて、道路目的財源になっていたんです。したがって、道路建設には当たらない、そういう石化製品になるナフサについては、これは課税できないのではないかという理屈で少し整理したという議論の経緯もございます。その意味では御案内のとおり、既に一般財源化になっているというときに、これはあくまでも法律の理屈です。この問題もどうやって整理していくかという課題の提起はしておきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

これだけで議論が延々と続きそうな感じがするんですが、また引き続いて、後で政 務官、副大臣とでやっていただければと思うんです。

今の関連ですか。

- ○渡辺総務副大臣 いえ、違います。
- ○峰崎財務副大臣新しいものでありますか。それでは、どうぞ。

○内藤総務副大臣

ごく手短に、3点の問題提起をさせていただきたいと思います。本当に手短に申し上げます。

1点目は気持ちよく応援なんですが、この説明資料の5番目に情報基盤強化税制というものがございます。これはD判定になっているようなんですが、この中にかなりの部分、セキュリティーの関係もあるんです。

それで、改めて言うまでもなく、情報産業の発展というものはまさにセキュリティー問題の取組みと相一致するところがございまして、これまで、やはりこのセキュリティーの対策によってかなりの効果を上げている。これもまた事実です。

しかし、最近はサイバー攻撃がかなり高度化してまいりまして、今までのような単 にコンピュータの中にセキュリティー対策ソフトを導入してというのでは対処できな くなって、まさにハードも兼ね備えたセキュリティー対策が必要になってきております。これが実際、300万円から 1,000万円、2,000万円というかなり高度なものでございまして、これを見ているとあまり中小企業が、1億円以下の企業になかなか導入が進んでいないということもございまして、これはやはり何らかの対応が必要なんだろうと思います。

あと、2点目、3点目はごく手短でございます。エコカー減税なんですが、これは 暫定税率がなくなって、あるいは何らかの軽減措置がなされても、なお同規模のエコ カー減税をやることが妥当なのかどうか。これは議論の余地があろうかと思います。

そして、もう一点、自動車のグリーン税制なんですが、これは私の理解するところ、 今、かなりの新車がこの対象になっておりまして、6割ぐらいがこの対象ではないか と思っております。環境問題を考えるならば、もう少し燃費基準を上げるのが妥当で はないかというふうに思います。

問題提起として受け止めていただきたいと思います。

○増子経済産業副大臣

それでは、問題提起でいいですか。

○峰崎財務副大臣

はい。今の点は問題提起ですし、最初のものは応援演説ということですが、本当は 冒頭に申し上げた方がよかったんですが、本当に租税特別措置というものは一体何な のかという原点のところから考えていただいて、こういう手段でなければ本当に効果 がないかどうか。そして、効果が達成し終わっているのかどうかという、そこら辺の 6項目のふるいはかかっておりますから、そういったことに関連して、是非、議論も、 応援するのでも応援していただければと思います。

副大臣の方からどうぞ。

○渡辺総務副大臣

それでは、もう時間もありませんので。 これは環境省の方でもよかったですか。

○峰崎財務副大臣

まずは経産省の方からお願いします。

○渡辺総務副大臣

太陽光発電の設備に係る課税標準の特例措置の拡充です。 2分の1の補助金額のうちの数%の適用となると、これは我々としても、いわゆる太陽光発電は党全体の中でも新たな成長戦略の中でいろいろと、今、エコハウスのような形で検討されていますが、これが固定資産税の何らかの特例措置というふうにやった方がいいのか。それとも、補助金や買取制度という形で考えた方がいいのか。その辺の御検討はしていくべきかなというふうには思っております。

それから、環境省の方に。

○増子経済産業副大臣 今のでよろしいですか。

○渡辺総務副大臣

それでは、もし、お答えいただければで結構ですけれども、時間がないので先にぱ たぱたと。

- ○増子経済産業副大臣 すぐに答えます。
- ○峰崎財務副大臣 どうぞ。

○増子経済産業副大臣

今の件については、まだスタートしたばかりで、両面の対応が必要だ。それが 25% 削減に向かっての大事なキックオフだと私は思っています。余剰電力買取制度がスタートしたばかりで、できれば1年以内に新たな全量買取制度をつくっていくということで、また制度をつくり上げていきたいと思います。

加えて、補助と税という両面でいかないとなかなか 25%達成は大変なのかなと思っていますので、しばらくは両面から行っていくことが正しい道だろうと思っています。 ○渡辺総務副大臣

それでは、環境省の方で手短に、6ページの廃棄物の広域的処理に係る、いわゆる 製造事業者によるリサイクルの点です。これは一般の所有者と違って、自らの製品を いわゆる回収してリサイクルするというメリットがあります。ですから、ここに対し て果たして税の特例というものはいかがなものだろうかということは少し問題提起さ

せていただきます。

○田島環境副大臣

先ほども申し上げたように、自治体の許可を受けた業者については事業所税の優遇措置が恒久的にも講じられているという部分も一方ではあろうかと思っております。 生活環境の保全という意味では、やはり同様に役割を果たしているという観点から、この処理認定を受けた事業者についての優遇措置を講じていくのが適当ではないかということから、今回、改めて挙げさせていただいたものであります。

あまり簡単過ぎるかもしれませんけれども。

- ○渡辺総務副大臣 それでは、改めて。
- ○峰崎財務副大臣 どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

今後の整理に関しての問題提起なんですけれども、これは例えば経産省さんも中小 企業に関する税制、中小企業対策をするという意味では私も是非とは思うんですが、 例えば環境省の方でも、今、おっしゃった廃棄物処理に係る、これは多分、課税客体としては中小企業が対象になると思うんです。ですから、省庁ごとに出てきた案を、 課税客体が大企業なのか、中堅企業なのか、中小企業なのか。個人でも、高額所得者 なのか、低額所得者なのかというマトリックス的な整理を、もし事務局でしていただ けると、どこにかなりの負荷がかかっているかということで取捨選択がしやすいと思 うんです。

例えば、私も中小企業をいろいろやっていただきたいと思うんですが、さはさりながら、もし中小企業に余り過度に受益が及ぶようなことになった場合に、例えばこのケースで言いますと、4-1ページで、大きなものからこういうパソコンの装備のようなものまであったときに、今、申し上げた客体別の整理ができていたら取捨選択がしやすいのではないかと思いますので、一応、問題提起だけしておきます。

○峰崎財務副大臣

まさに、それが租特透明化法辺りで出てくるんだろうと思いますが、今、おっしゃったことの可能な限りできるように努力します。

それで、もう時間の関係が。

どうぞ。

○大島内閣府副大臣

1点だけ、中小企業の投資促進税制なんですけれども、御承知のとおり、大企業との格差が非常にあって、経営体力が弱いものですから、中小企業に対して、今、なかなか中小企業で投資するという方も少なくなってきているんです。ですから、今、非常に少ない中で投資される方については一定の配慮が必要かなと思っておりますので、その点を述べさせていただきました。

以上です。

○峰崎財務副大臣

私などからすると全面的に、今の意見を全部したいことはたくさんあるんですが、 そこで、最初は文書でもってと思ったんですが、今日、実はやってみて初めてわかっ たんですが、45 分間を用意していたんですけれども、実は提案で 45 分を越してしま うような膨大な報告がございまして、それはそれで非常に省庁によって違いますので、 それは必ずしも、私、聞いていて冗長な説明ではなかったわけでありまして、そうい う点で、大変貴重な初めての経験だったものですから。

それで、冒頭に申し上げたように、この項目が本当にまだまだ、時間をかけてここで議論をすればいいんですけれども、できないというときに、引き続いて事務方同士の間での折衝と、それから、事務方ではなくて、今度は政務官を中心にしてチームがございますので、そのどちらに委ねるかというところを、このそれぞれについて、本当は最初のところで議論して出せばよかったんですが、それができておりません。これはこれから、この2人のチームで。

- ○古本財務大臣政務官相談します。
- ○峰崎財務副大臣 これは相談をさせてください。
- ○増子経済産業副大臣 こちら側も提示します。

○峰崎財務副大臣

そちらの方でお互いに、経済産業省の方から、これは事務方でいい。ここは是非、政治家レベルで議論したい。それから、環境の方も、地方税、国税、それぞれ、地方税は小川政務官、そして、国税が古本政務官というふうに分かれておりますので、是非、そのときは一緒に、事務方が付いていても構いませんので、そういうやり方で、今日の中身については一応お聞きをして、多少の議論があったけれども、まだ煮詰まっておらない。しかし、これはまた引き続いて、その折衝の結果はまた税調でお諮りしたいと思っておりますので、時間配分その他を含めて間違えたと思っております。どうぞ。

○田島環境副大臣

済みません、少し采配の部分で、私どもも当初、項目にあることしか言えないんだと思って用意してきませんでしたが、思わぬペーパーも出てきたりしたもので、やはり反撃はしなければいけないと思ったんですが、途中で切られてしまったことが大変残念でなりません。

私ども、やはり公平・公正な運営をしていただきたい。このことだけは強くお願いをしておきたいと思いますし、今回お話しできなかった、途中で腰折れしてしまったものについては、きちっとフォローしていただく時間をつくってください。お願いします。

○峰崎財務副大臣

私の対応が大変まずかったということを反省して、環境副大臣の今の御指摘を必ず どこかで対応したいと思います。

阿部政調会長、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

私も今の田島先生の件と同じで、この環境税の取扱いについては他の、例えば排出権をどう取り扱うかということとか、使途についても、例えば一部に負担がかかれば、それは社会保障的な側面でそこにカバーしていくとか、いろいろあると思うので、環境税の取扱いはまた別途、いろんな御意見をちゃんと集約する場をつくっていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

環境税は、この要望項目ではありませんので、それは本格的な議論の場で議論いた

しますので、そちらの方で対応したいと思います。経産省から要望事項が出ていたの を私が、ある意味ではきちんと分類しなかったというのがまずかったと思っておりま す。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

資料の正誤が出ておりますので、それだけ御紹介させていただきます。

暫定税率の市町村ごとの増減収で、一部数字の入れ違いがございました。

○峰崎財務副大臣

訂正しておいてください。

それでは、今日は終わりたいと思いますが、次回は 11 月 24 日になると思いますけれども、国会の関係でどのようになっていくかわかりませんが、是非、きちんとやらないとなかなかタイムリーに、期限には終わりませんので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は議事運びがまずくて、初めての経験なものですから、皆さんに大変御迷惑を おかけしましたけれども、以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

マスコミの方、例によって記者会見を行いたいと思いますが、少し準備に時間がかかりますので、よろしくお願いしたいと思います。

「閉会〕

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。